

小田原市基準緩和訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A 2	1121 訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,000単位	日割の場合	1,000単位	1,000 1月につき
A 2	2121 訪問型独自サービス／211日割		(2) 1週に2回程度の場合	1,000単位	日割の場合	33単位	33 1日につき
A 2	1221 訪問型独自サービス／212		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,168単位	日割の場合	1,997単位	1,997 1月につき
A 2	2221 訪問型独自サービス／212日割				日割の場合	33単位	33 1日につき
A 2	1331 訪問型独自サービス／213				日割の場合	3,168単位	3,168 1月につき
A 2	2331 訪問型独自サービス／213日割				日割の場合	33単位	33 1日につき
A 2	2521 訪問型独自サービス／222		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			179単位	179 1回につき
A 2	2631 訪問型独自サービス／223		(二) 所要時間45分以上の場合			220単位	220 1回につき
A 2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合			10単位減算	-10 1月につき
A 2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		日割の場合	÷ 30.4日		1単位減算	-1 1日につき
A 2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		(2) 1週に2回程度の場合			20単位減算	-20 1月につき
A 2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		日割の場合	÷ 30.4日		1単位減算	-1 1日につき
A 2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3) 1週に2回を超える程度の場合			32単位減算	-32 1月につき
A 2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		日割の場合	÷ 30.4日		1単位減算	-1 1日につき
A 2	C227 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			2単位減算	-2 1回につき
A 2	C228 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223		(二) 所要時間45分以上の場合			2単位減算	-2 1回につき
A 2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		
A 2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A 2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A 2	4011 訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A 2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算		
A 2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算		
A 2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6281 訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算		

※原則として、日の単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。